

大塚製薬健康保険組合から社員(加入者)の皆様へ

## 被扶養者の認定に関する変更について(周知)

家族を被扶養者として申請される際の認定要件を下記のとおり変更します。  
皆様にはご周知とご協力の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 変更点

2022年6月1日より運用開始

項目	変更前	変更後
認定日	事由発生日から1か月を過ぎた申請は受付日認定とする	事由発生日が判断できた場合はその日を認定日とする (1か月を過ぎての申請については遅延理由書*をご提出ください)
資格喪失日	離職の場合は資格喪失証明書の提出は不要	離職の場合も資格喪失証明書*を提出 (資格喪失証明書にて資格喪失日を確認)
年収	原則前年度の年収を基準に判断する	過去の収入、現時点での収入又は将来の収入の見込みなどから、 今後1年間の収入を見込むものとする
必要経費	必要経費とみなさないもの: 交際費、減価償却費、青色申告控除等の基礎控除	必要経費とみなさないもの: 交際費、減価償却費、租税公課、損害保険料、借入金利子、修繕費、 青色申告控除等の基礎控除
仕送り	3か月の仕送り証明書を添付(誓約書なし)	1か月の仕送り証明書+誓約書(仕送り関連)*を添付 (継続的に仕送りすることを誓約書で確認します)

\*新たに提出が必要となる書類